

「エトフェンプロックス」の食品安全基本法第24条第1項の規定に基づく食品健康影響評価について

1. 経緯

農薬エトフェンプロックスについては平成21年2月4日付けで魚介類及び畜産物に関する基準値設定の要請があった旨、農林水産省より連絡があったところである。

これらの剤について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号、以下「法」という。）第24条第1項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

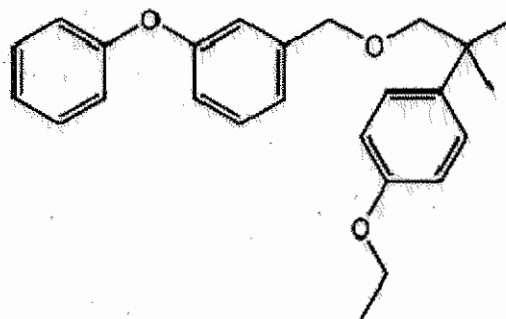
本剤については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定に基づき、食品中に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度を導入したことに伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されているが、今般、稲わら等の飼料に由来する畜産物中の残留農薬について、緊急的に対応する必要性が生じたため、法第24条第1項に基づく食品健康影響評価を優先的に依頼するものであり、暫定基準に係る法第24条第2項の規定に基づく食品健康影響評価については、後日改めて依頼するものとする。

2. 評価依頼物質の概要

・エトフェンプロックス

本薬は殺虫剤であり、平成21年2月現在、稲、小麦、かんしょ等に登録があり、食品衛生法に基づく残留基準が設定されている。ポジティブリスト制度の導入に際して、国際基準及び農薬取締法に基づく登録保留基準を参考に新たな基準（いわゆる暫定基準）を設定した。今回魚介類及び畜産物への残留基準の設定が申請されている。

FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価では、許容一日摂取量（ADI）として0.03 mg/kg 体重/日と設定されている。



3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において、上記の農薬の食品中の残留基準設定について検討する。